

第 22 回 議会改革推進特別委員会

令和 5 年 6 月 22 日 (木)

(本会議終了後)

時 分 ~ 時 分

全 員 協 議 会 室

【委員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 下間局長 (書記)、小寺主事

議 題

- 1 議員選出監査委員の廃止について
- 2 議会における ICT の活用と推進について
・LINE WORKS の活用
- 3 議会改革推進特別委員会における中間報告について
- 4 その他

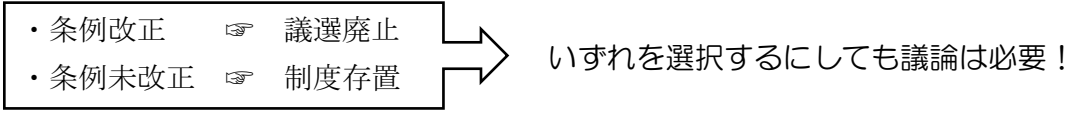
○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

■ H29 地方自治法改正

○ 議選監査委員の設置が選択制に

…だけでなく「監査基準の策定」「監査専門委員の設置」など監査制度の充実を求める内容
法第 196 条第 1 項ただし書き：

「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」(施行日：平成 30 年 4 月 1 日)



7/4HOPS 研修会でも講師から指摘があった点

■ 議選監査委員の意義と問題点

○ 議選監査委員の意義

- ・ コアな情報が議会に流れる
- ・ 予算、決算、行政事業に一定の理解と知識を有している「用心棒」の役割
- ・ 外部からの「識見者」の選任の難しさ (小規模自治体)

○ 議選監査委員の問題点

- ・ 中立性の困難さ
- ・ 専門性の欠如
- ・ 議員活動との両立
- ・ 執行機関の中に議員が入るという原理的な問題

■ 議会の議論のポイント

○ 「議選監査委員の位置づけ・活用」から議選監査委員設置を考える
「廃止」

- ・ 議会としての監査・監視強化の方策 (勧告制度、監査基準を議会に活用、法第 121 条 (長及び委員等の出席義務) の活用等)

「存置 (継続)」

- ・ 議選監査委員が得た「情報」の議会での活用策
 - ✓ 個人ではなくシステムとして作動させる工夫 = 政策サイクルとの連動
 - ✓ 議選監査委員選出基準 (任務) の検討
 - ✓ 守秘義務の範囲の限定 (法 198 条の 3 の適用範囲)

(監査委員の活用策参考)

- ▼ 芽室町議会：「監査委員制度の概要と出納検査について」 H29.4.24 実施
～ 例月出納検査報告書の見方やポイントなど
- ▼ 可児市議会：決算監査報告書を全協で報告 (説明) ・意見協議する
※ 監査業務から生じる「守秘義務」は、監査委員の考えで情報提供できる範囲を決めている (特段のルールを作っていない)

議選監査委員と議会監査機能の検討

■本件の取組みの経過

①議会活性化計画 活性化策

「12. 議会の監視・監査機能強化の検討」

～自治法改正による議員選出監査委員の選択制導入に伴い、議員選出監査委員・議会としての監視・監査機能強化のあり方を検討する。

②議員研修会

○「北海道大学公共政策大学院・芽室町議会・包括連携協定事業」
芽室町議会議員研修会 in HOPS

「地方自治法改正による自治体の内部統制の強化」(講師:荒川 溪 准教授)

③議会内における議論

(1)議会運営委員会における議論

(2)議会運営委員会 所管事務調査(議選監査委員との意見交換)

『議選監査委員設置の選択制について』(対応:西尾一則 監査委員)

■議運の議論の経過

(8/24 議運から)

○議選監査委員制度に関する現状の問題点

- ・監査業務のため欠席されるような場合、議員としての議論に参加できなくなる。これは議会としても損失である。
- ・議案が出る前に、監査委員との意見交換をすることができるのかどうか、そういった点からも議論を進めていければ。

○識見監査委員の確保

- ・本町において専門性を有した監査委員を確保できるのか。

(9/5 議運から)

○監査委員の業務実態把握・議選監査委員のメリット・デメリット

- ・議運委員が議選監査委員の業務を理解し共有する学習の場として行う。

(9/25 議運から)

○所管事務調査(監査委員との意見交換)を実施

- ・事務局が同席し要点記録。
- ・調査(意見交換)は非公開
- ・議員の傍聴は可。員外発言は委員長裁量で。
→(結果:6名の員外議員が傍聴、うち2名の員外発言あり。)

議選監査委員と議会監査機能の検討

(10/2 議会運営委員会所管事務調査－意見交換)

①議選監査委員の意義

①コアな情報が議会に流れる

②予算、決算、行政事業に一定の理解と知識を有している「用心棒」の役割

- ・議選は予算や町の事業も重視しながら監査をする。それが両輪になればなお良い監査ができる。
- ・議員が監査を行うことで、職員が話すことも違ってくる。
- ・識見だけでなく力を持っている議選監査委員があるからこそ、中身が濃い監査ができる。
- ・活動時間としては大変だが、議選監査委員を議会がしっかり活用することで、真剣に監査を行う議員が出てくると思うので、しっかりとこの制度を活用すべき。

③外部からの「識見者」の選任の難しさ（小規模自治体）

- ・住民目線でのチェックは大事。

②議選監査委員の問題点

①中立性の困難さ

- ・あまり監査情報を公開すると、職員から情報が来なくなり、本来の監査ができなくなる恐れがある。
- ・住民の福祉向上のため町も議会も活動しているのであるから、議会と理事者側とが話し合いながら、議会への監査内容のフィードバック内容は整理しても良いのではないか。
- ・監査委員を降りたからといって、守秘義務が解かれるわけではない。監査委員を降りてからその知識を議会で質疑に使うということも難しいのかもしれない。

②専門性の欠如

- ・代表監査委員は、私以上に得意な分野であるので協力してやっている。

③議員活動との両立

- ・議会優先が第一であるといわれたが、どこまで優先なのか難しい。議員活動との両立という点では、困難なところもある。
- ・大変さはあるが、その個人の問題。
- ・住民の負託を受けての議員であるが、監査も役割があり、議会から代表して行っていると考える。
- ・議員と監査委員、両立できないかという、そうではない。議選の監査委員をやると議員活動ができないから議選をやめよう、ということにはならない。
- ・議会や委員会の日程調整については、監査日程がこれだけ多いなかで委員会

議選監査委員と議会監査機能の検討

日程を調整するのは難しいだろうから、そこは良いと考える。

④執行機関の中に議員が入るという原理的な問題

- ・議選監査委員の「力」は、監査の中での「議員の力」を発揮するというものか難しい。職員から素直な見解をもらったり相談を受けたりするためにどうすべきかというジレンマもある。ただ、せっかくの議会の権利を放棄するのはもったいない。

③議選監査委員の活用策

- ・どこまで活用できるかということは難しいが、議選監査委員が得た知見を議会でいかに共有できるかということ。

④監査業務について

- ・法令、規定に沿った処理をしているのか、契約の状況はどうか等チェック。

(10/24 議運から)

○議論のまとめ

- ・(議選監査制度を) 廃止した場合に、これまでのデメリットがなくなることは考えにくい。廃止で問題を解決するものではないので、現状通りの制度を続けるのが良い。
- ・議選監査委員の知見をどのように生かしていくかは取り組めて行けなかったことで課題としては残るが、現状維持で良い。
- ・活動時間の大変さもあることが分かったが、議選監査委員制度の役割を果たすことは大きい。得られた情報共有の方法は考えながら現状維持。
- ・(議選監査委員の) 用心棒的な役割は大きい。多忙化、委員会に出られないなどの問題もあるが、横の連携を強めて、制度は存続が望ましい。
- ・中立性の困難さをどう考えるかは今後も続けての課題として残る。議員活動との両立は、難しい面もあることはあるが、外部からの識見の選出は小規模自治体では厳しいと考える。制度存置で良い。
- ・町民目線に立った監査も必要であり、現状の制度を残すべき。

議運の結論

- 監査における議選監査委員の役割は大きく、議選監査委員は存置する。
- 議選監査委員の知見の活用については、検討を通じ課題解決して、議選監査制度のメリットをより発揮できるものとする。他議会の取組みは今後調査する。
- 「中立性」については今後、何らかの議論が必要ではないか。

■議員選出監査委員の各種会議等出欠状況

※欠席があった会議等のみ掲載

	H27			H28			H29			H30(8/24まで)		
	全体	うち監査関連業務による欠席	理由	全体	うち監査関連業務による欠席	理由	全体	うち監査関連業務による欠席	理由	全体	うち監査関連業務による欠席	理由
全員協議会	15	1	十勝監査総会	14	4	決算審査 例月出納検査×3	12	0		4	2	道内研修 決算審査
常任委員会	30	0		26	2	決算審査 例月出納検査	34	2	西部4町監査委協議会 定期監査	7	1	決算審査
合同委員会	7	1	全国監査研修会	10	1	例月出納検査	6	1	住民監査請求確認審査	5	1	決算審査
予算決算特別委	11	0		13	0		14	0		3	0	
庁舎特別委	6	0		15	5	決算審査×3 定期監査 例月出納検査	7	0		1	1	道内研修
議員研修会等	15	2	決算審査 定期監査	11	1	全国監査研修会	10	1	住民監査請求確認審査			
合計	84	4		89	13		83	4		20	5	

■ 監査委員の活動時間

(「監査委員の活動時間日数調べ」から)

		議選監査委員							代表監査委員						
		合計	出納検査	決算監査	定期監査	随時監査	住民請求 監査	その他	合計	出納検査	決算監査	定期監査	随時監査	住民請求 監査	その他
H 3 0 (8/31)	日数	37	11	20	0	0	3	3	45	11	20	0	0	3	11
	時間数	141.70	41.20	81.00	0.00	0.00	3.50	16.00	155.20	41.20	81.00	0.00	0.00	3.50	29.50
H 2 9	日数	99	26	24	18	0	22	9	125	26	24	18	0	22	35
	時間数	326.25	98.50	79.25	60.50	0.00	43.00	45.00	397.00	98.50	79.25	60.50	0.00	43.00	115.75
H 2 8	日数	83	27	25	15	0	6	10	109	27	25	15	0	6	36
	時間数	305.25	104.00	96.50	53.75	0.00	11.50	39.50	381.25	104.00	96.50	53.75	0.00	11.50	115.50
H 2 7	日数	83	24	23	19	0	5	12	116	25	23	17	0	8	43
	時間数	330.75	112.25	105.00	62.75	0.00	11.00	39.75	448.75	117.25	105.00	58.75	0.00	16.00	151.75

上段：日
下段：時間

議会運営委員会所管事務調査

「議選監査委員設置の選択制」に関する意見交換会 会議録

H30.10.2 15時30分～16時42分 於：第一委員会室

委員長：資料説明の後、西尾監査委員にご意見をお話しいただきたい。

事務局長：資料説明。

西尾委員：資料の議選監査委員の意義にあるように、監査委員をやっていると、本当詳細な情報が入ってくる。また、識見の監査委員は決算を重視するが、議選は予算や町の事業も重視しながら監査をする。それが両輪になればなお良い監査ができる。また、守秘義務に関しては、あまり、監査情報を公開すると、職員から情報が来なくなるもの。法律に問題ないから何でも喋っていいとなると、本来の監査ができなくなる恐れもある。以前、研修会でお話しした監査委員からは、議会優先が第一であるといわれたが、どこまで優先なのか難しい。議員活動との両立という点では、困難なところもある。議選が要るかどうか、ということであるが、議会から監査委員を出せる権利があるのに、それをあえてなくすのはどうかと思う。議員が監査を行うことで、職員が話すことも違ってくるのではないか。せっきくの議選監査委員だから、置くべきである。大変さはあるが、その個人の問題とも言える。議会によっては監査委員は「上がり」のポジションとしているところもあるが、やればやるほど、やれることはたくさんある。

委員長：想いをお話しいただいた。各委員から、率直な意見を交わしていただければ。

西尾委員：資料の中で、欠席状況、監査活動の時間があるが、これら日数を全部足すと、180日を超える活動日数となる。その他、例月出納検査の3日前には資料が届き事前にチェックする作業がある。そうしないと監査にならないから、しっかりと目を通す時間が必要になる。1日の監査のために3日前から拘束されるようなもの。また、決算監査については、10日前から資料に目を通すことになるので、さらに監査に要する日数・時間は増えることになる。しっかり監査をやっていると、職員のミスも減ってくるものであるので、やはりしっかりとした監査が必要と思う。

正村委員：決算を中心に監査は見ているという話があったが具体的にどういったことを見ているのか、視点を伺いたい。

西尾委員：法令に沿った処理をしているのか、契約の状況はどうかなどチェック。支払いも規定の日数以内の支払いをしているかなど、規定を守っているか。決算の場合は、不用額のチェック、予算補正をできなかったのかなど。時間はかかるが、職員も苦勞して整理した監査資料であるので。代表監査委員は、私以上に得意な分野であるので協力してやっている。

正村委員：ルールに基づいた支出等であるので、決算は重要であるということ。決算のときに監査報告書があり毎年出されているが、毎年視点は変わっていくもの

なのか。

西尾委員：おおむね前例的なものが多いとは思いますが、未収金と不能欠損を重要視。ほか、備品台帳のチェックなど。監査としては「こうして」ということは執行権に触れるので言えない。「なぜこうなのか」という確認をすることに留める。

正村委員：監査から指摘されて職員が次年度に向けて改善していく大きな役割が、監査委員にはあると感じた。今年であれば29年度の歳出審査意見書というものがあるが、その内容は毎年テーマがあるのか。

西尾委員：特にテーマということはない。

正村委員：毎年異なった書き方であるがそのあたりはどのような視点で。

西尾委員：難しいね。

委員長：ちょっと意見交換の趣旨からは外れた質問かな。議会の委員会が注視している事項を、監査の視点に反映するようなことはあるのか。

西尾委員：そういったことはありえる。

中野委員：監査委員の大変さは改めて分かった。本来の議員としての仕事はかなりできなくなるのではないかと想像する。本来の議員の目的が達成されないのではないか。そのあたりはどのように考えているか。

西尾委員：住民の負託を受けての議員であるが、監査も役割があり、議会から代表して行っていると考える。その点では、議会にもメリットを返していきたいが難しい面もある。議員と監査委員、両立できないかということ、そうではない。議選の監査委員をやると議員活動ができないから議選をやめよう、ということにはならない。守秘義務の点も、個人情報に関わるようなもの以外は、何を話しても問題ないだろうが、職員との関係もある。議会と理事者側とは話し合いながら、議会への監査内容のフィードバック内容は整理しても良いのではないか。守秘義務に過剰に捕らわれず、もっと活用できるようなことがあっても良い。今は話せるルールがないので、議会にはメリットはないかもしれないが。

梶澤委員：議選をなくすのはもったいないという意見があった。一般論はいろいろな意見があるようであるが、存在意義は何だと思えるか。

西尾委員：監査委員制度が生まれたときには、識見だけでなく力を持って議選監査委員があるからこそ、中身が濃い監査ができるという点。識見だけなら、監査が終わればそれ以上何も無いが、議選はそのあとも議員としての関わりがある。

梶澤委員：日ごろから行政を監視している議員が監査をやる意義はあると思う。また議選監査委員の活用という点、どこまで活用できるかということは難しいが、議選監査委員が得た知見を議会できかに共有できるかということだと思えるが、どう考えるか。政策提言へのつながりなど。

西尾委員：自分も「どこまで」というのは難しい。例月出納検査報告書の特記事項を話すくらいがせいぜいかもしれないが、報告書を読んでもほしいと思うこともある。

梶澤委員：一般論には専門性の高い識見を置くべきという意見もあるが、住民目線が

なくなってしまうのではないかと懸念するがどうか。

西尾委員：監査の目的は町民目線である。支払いの誤りなどの事例があったが、住民目線でのチェックは大事である。

立川委員：どこまで話してよいのか分からないという意見があった。決算に向けて、議会と知識を共有できるような場を設けることは可能かどうか。

西尾委員：本来の議選の力はそこにあるはず。200億円近い額の動きを2人の監査委員ですべてカバーするのは難しく、職員からの情報提供なども必要。それを考えると守秘義務のルール化は、議会と理事者との間で整理が必要ではないか。

渡辺委員：監査で知りえた情報の活用が大事ことが分かった。その情報をどう活用するかというのは、例えば任期4年があって、次につなげていくために、どういったアクションが必要と考えるか。

西尾委員：本来は一般質問にまで及んでいいのかもしれない。監査では「こうしなさい」とは言えないから。そうすると今度は監査がやりにくくなることも考えられる。江藤先生が言う「用心棒」はなかなか難しいかも。

中村委員：活動日数が多く大変だと思う。議選監査委員設置の選択制であるが、議会の枠として監査委員を選出できるのであるから、これを生かすことを考えるべき。今回の制度改正について、監査委員をしていて、何かデメリットのようなものを感じるものは？

西尾委員：最初は良いことだと思った。識見2人の方が楽だなとも感じた。それやったら「職員は喜ぶますよ」と言われた。やはり議選監査委員には「用心棒」的な立ち位置があるんだと思う。活動時間としては大変であるが、議選監査委員を議会がしっかり活用することで、単なる「上がり」ポジションではなく、真剣に監査を行う議員が出てくると思うので、しっかりとこの制度を活用すべきと考える。

委員長：員外発言で。常通議員。

常通議員：「上がり」の話があった。たまたま芽室ではそうだったのかなと思うが、他の議会では若い議員が監査委員を経験して議員に戻ってから議員活動に寄与しているということもある。監査委員事務局も独立しているし良い。若い議員が監査を行うことについてどう考えるか。

委員長：(繰り返し西尾委員に質問)

西尾委員：西部十勝4町の勉強会では、たいてい議選の監査委員は「上がり」のポジションのようである。監査委員を降りたからといって、守秘義務が解かれるわけではない。監査委員を降りてからその知識を議会で質疑に使うということも難しいのかもしれない。

委員長：員外発言で梅津議員。

梅津議員：議選監査委員は、議会はもちろん、住民に対しても説明の場を設けているという点があると、江藤先生の記事にもある。執行機関の一部にしながら、議員であるという制度的な矛盾点を述べられていたが、議会力を向上するために

も、議選監査委員を一人にするのではなく、議会の後押しも必要で議会の活動もレベルアップできるようなことが必要という点、大事なのではないか。

委員長：(繰り返し西尾委員に質問)

西尾委員：特に議会力を向上するための方策は持っていないが、何度も話しているとおりに守秘義務について、どこまで適用するかという点、職員との信頼関係を構築していくかという点が大事である。住民の福祉向上のため町も議会も活動しているのであるから、守秘義務のルール化はあって良いと思う。

委員長：席に着いたとたんに監査委員の職を全うすることになるわけで、何かしらのものを得に議員として行っているわけではないということと思う。議会として、何かしらその制度を活用しなければと考えるわけであるが、あくまで監査をまっとうするために議会は委員を選出しているということと考えるか。

西尾委員：議選監査委員の「力」は、監査の中での「議員の力」を発揮するということなのか難しい。職員から素直な見解をもらったり相談を受けたりするためにどうすべきかというジレンマもある。ただ、せっかくの議会の権利を放棄するのはもったいない。

委員長：議会等の日程について、監査日程があることを考慮して、議会、委員会日程を設定すべきと考えるか。監査日程を軽視してるように感じることはないか。

西尾委員：以前のような3常任委員会と違い、今は2常任委員会となって、欠席でも大きく迷惑をかけるようなことがなくなった。委員長とも相談しながらやっているが、監査日程がこれだけ多いなかで委員会日程を調整するのは難しいだろうから、そこは良いと考える。

委員長：他に意見がないようであれば、これで意見交換を終えたい。

令和 5 年 6 月 定例会議

議会改革推進特別委員会 中間報告

令和 5 年 7 月 3 日

本特別委員会は、「浜田市議会の議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うこと」を目的に令和 3 年 11 月 2 日に設置されました。

調査・検討項目については、令和 3 年 10 月の改選前の議会改革に関する検討項目であった「1. 政策討論会のあり方」、「2. 議員選出監査委員の廃止について」、「3. 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について」、「4. 政策サポーター制度」、「5. 議会 B C P の作成について」、「6. 議会図書室の整備と市民開放」、「7. 委員会代表質問について」の計 7 項目を引継ぎ、さらに会派や委員から提案された「政務活動費について」、「議会における ICT の活用と推進について」、「議会活動を反映した取組について」を加え、委員会で優先順位を決めながら、調査検討を行っております。また、今後も、必要に応じ随時追加、修正などを行い、検討して参ります。

これまでに 22 回の会議を開催しており、特別委員会で検討結果が出たものについては、随時、検討結果報告として議長へ報告し、必要に応じて議会運営委員会や全員協議会において議員の皆さんへ周知しながら実施しておりますが、以下、概要を報告いたします。

まずは、検討により実施、策定に至った 2 項目についてです。

委員会代表質問については、計 4 回の委員会を開催し議論を重ね、令和 4 年 6 月 13 日に検討結果を議長へ提出し、同月 30 日の議会運営委員会において、「委員会代表質問実施要領」の制定が決定され、実施することとなりました。

常任委員会の専門的視点を生かし、行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、常任委員会を所管する市の一般事務について、当該委員会での意思統一を図ったものについて、委員会を代表する委員が質問することができるもので、令和 4 年 9 月定例会議から実施できることとしました。皆さんご承知のとおり、令和 5 年 3 月定例会議において福祉環境委員会と産業建設委員会が行ったところです。

次に議会 BCP の策定については、計 10 回の委員会を開催し、約 1 年間にわたる議論を重ね、令和 4 年 11 月 14 に検討結果を議長へ提出し、同年 12 月 1 日の全員協議会において議長から全議員へ説明して、「浜田市議会 BCP 第 1 版」の策定が決定となりました。大規模災害や感染症拡大等の非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関及び住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、議会として必要となる組織体制や議員の行動基準等を定めたものであります。策定にあたっては、他市議会の事例を参考にしたり、先進市議会をオンライン視察して認識を深めたりしながら、浜田市議会が実動できる計画となるよう検討を重ねました。なお、この議会 BCP には、定期的に防災訓練を実施することも明記しており、6 月 23 日には議会として初めての防災訓練を議場において実施したところです。

続いて現在、検討中の 3 項目についてです。

「議員選出監査委員の廃止について」では、監査業務に関する議員研修会や監査にかかる勉強会を通して監査業務や監査委員の役割について認識を深めたところであり、今後、特別委員会としての結論を出したいと考えています。

「政務活動費について」では、各会派から現状における課題について意見を提出してもらいました。意見の中には、監査委員からの指摘事項や政務活動費にかかる過去の判例や裁判例を踏まえて検討した結果、現状に至っている内容も多くあったため、再度それらの内容について確認をしたところです。今後はこれまでの経緯等を踏まえ、さらに認識を深め、検討を進めていくこととしました。

「議会における ICT の活用と推進について」では、行政視察をした際に他市議会でも活用されていた LINE WORKS アプリについて事務局から説明を受け、浜田市議会でも活用していくかどうかを協議しているところです。今後も、議会内での情報共有や連絡調整、スケジュール管理など、効率的な業務に活かせるよう効果的なアプリの活用について引き続き検討して参ります。

これまで特別委員会では、議会改革に関する多岐にわたる項目について議論を重ねて参りましたが、浜田市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所が実施している議会改革度調査 2022 において、1416

の都道府県議会及び市区町村議会中、全国総合 37 位、一般市の議会では 19 位、中国・四国・九州地区ではトップという高順位の位置づけとなりました。いよいよ全国の議会が改革に向けて善政競争に突入しております。今後もより一層、住民福祉の充実を目指し、議会事務局と共に更なる高見を目標として議会改革に取り組んで参ります。

以上、議会改革推進特別委員会委員長の報告といたします。